平成２１年（フ）第６２４号
さいたま市北区奈良町119番地９　ハイム奈良113号
破産者　増田　　豊
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
埼玉県川口市赤井３丁目13番６号　シティハイム206号
破産者　高木　眞弓
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
埼玉県狭山市大字北入曽490番地の６
破産者　橋本　光司
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７４号
埼玉県所沢市東所沢３丁目９番地の３　コーポロイヤルスキー302
破産者　窪澤　陸之
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２４５号
埼玉県所沢市大字上安松726番地の14
破産者　村本　圭司
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３００号
埼玉県狭山市富士見１丁目15番８号　ペガサスマンション205
破産者　栗田　祥治
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市大字上安松1329番地の14　ファミール安松202
破産者　柳田　　泉（旧姓阿部）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第６２６号
神奈川県小田原市飯田岡107番地の16　テラスハウス山崎Ａ号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栢山274番地の15
破産者　北原　文哉
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２０４号
神奈川県小田原市寿町２丁目５番10号　アーバンハイツ202号
破産者　川口　晴義
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２０５号
広島県尾道市瀬戸田町鹿田原55番地　レモンハウス２－２、申立時の住所奈良市四条大路１丁目５番77号
破産者　玉田　**健**一
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成１８年（フ）第１１１号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦638番地
破産者　塩月　松生
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
埼玉県入間郡越生町大字大満479番地３
破産者　縄　　乙美
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７６４号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目６番８号アベニュー301号、前住所神奈川県厚木市旭町１丁目17番10号エムズコート403
破産者　能瀬　敦史
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第４１号
高知県須崎市安和400番地１
破産者　西村　　明
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２０年（フ）第４２号
高知県須崎市安和400番地１
破産者　西村　久子
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２０年（フ）第７７８号
長崎県長崎市金屋町９番11―305号、開始決定時の住所長崎県長崎市金屋町１番２号
破産者　林　　和則
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷149番地２―101号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1093番地５
破産者　野口　和夫
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷19番地８
破産者　野口　佳昭
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
長崎県長崎市西琴平町11番19号　ハーバーイン竹内102号
破産者　柴原　照之
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係